

外国人総合相談センター埼玉をご利用ください

外国人にとって、母語であれば簡単な内容でも、日本語では理解が難しいことはよくあることです。また、仕事を探す場所はハローワーク、住民票の交付は市役所などといった、日本人にとって当たり前の制度も、外国人にはわからないことも多くあります。特に、外国人の住民票は、今年7月から始まる新しい制度のため、長く日本に住む外国人でも、どうすればよいかわからない人も多いと思います。

外国人総合相談センター埼玉は、女性15名、男性1名の相談員が曜日ごとにローテーションを組み、8言語とやさしい日本語で、電話による生活相談を行っています。

また、予約が必要ですが、面談による専門相談を行うため、社会保険労務士や弁護士などの専門家が、外国人の皆さんをお待ちしています。

その他、市役所などの窓口で言葉がうまく通じない外国人に対し、電話による仲介通訳も行っています。その場合、外国人の方は市役所の職員などに、外国人総合相談センター埼玉に電話をするよう、お願いしてください。

センター相談員は、その多くが外国出身者であることから、外国人が難しいと思うポイントなどを熟知しており、外国人の視点で相談に応じています。

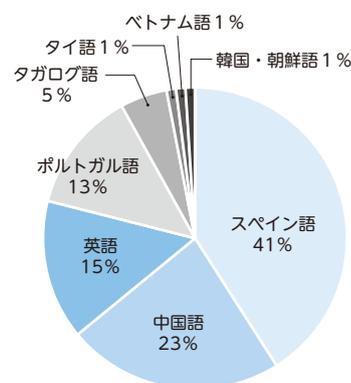
続いて、平成23年度の相談実績を紹介します。1年間の相談件数は4,509件でした。

相談をいただいた言語は、意外にも日本語(やさしい日本語)が半数近くを占め1番多く、次いでスペイン語、中国語、英語、ポルトガル語の順となっています。日本語が多い理由として、日本に来たばかりではなく、在留期間が比較的長い外国人からの相談が多いことが考えられます。

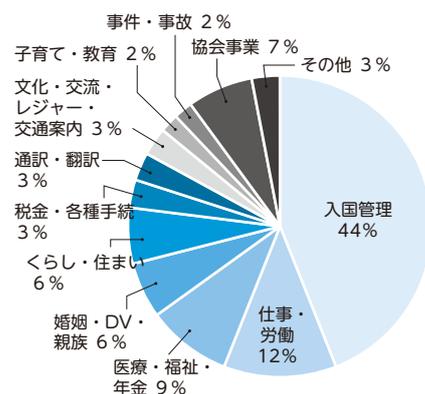
相談内容を見ると、入国管理関係(在留資格、外国人登録、帰化等)が断然多く、約44%を占めており、次いで、「仕事・労働」、「医療・福祉・年金」の順に多くなっています。

7月9日に、「新しい在留管理制度」と「外国人住民の住民基本台帳制度」がスタートすることから、今後、入国管理関係の相談がさらに増えることが予想されます。

外国人総合相談センター埼玉は、埼玉県に住む外国人の皆さんが、不便なく暮らせるよう、あらゆる分野の相談を受け付けており、十分な回答ができない場合は、専門機関を紹介するなどの対応をしています。外国語で診察を受けられる病院など、地域の情報もたくさんありますので、気軽に電話をしてください。



相談時の言語内訳
(日本語を除く)



相談内容内訳

外国人総合相談センター埼玉の相談から

～在留資格「特定活動」～

Q

私は、県内の大学に通う、ベトナムからの留学生です。来春卒業予定であり、日本企業への就職を希望しています。もし、卒業までに就職先が決まらない場合、卒業後も引き続き日本に滞在し、就職活動をすることができますか。

A

卒業前から就職活動を行っていて、大学からの推薦があり一定の要件を満たした場合には、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更することにより、日本での就職活動を継続することが可能です。在留期間は6か月ですが、1回の更新が可能のため、最長の在留期間は、1年間となります。